

新水質基準(施行日:平成16年4月1日)

番号	項目名	基準値
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。
2	大腸菌	検出されないこと。
3	カドミウムおよびその化合物	カドミウムの量に関して、0.01mg/l以下であること。
4	水銀およびその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。
5	セレンおよびその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。
6	鉛およびその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。
7	ヒ素およびその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/l以下であること。
9	シアン化物イオンおよび塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。
10	硝酸態窒素および亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。
11	フッ素およびその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。
12	ホウ素およびその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。
13	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。
14	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。
15	1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/l以下であること。
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下であること。
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。
19	トリクロロエチレン	0.03mg/l以下であること。
20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること。
21	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。
22	クロロホルム	0.06mg/l以下であること。
23	ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下であること。
24	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。
25	臭素酸	0.01mg/l以下であること。
26	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1mg/l以下であること。
27	トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下であること。
28	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。
29	ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。
30	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。
31	亜鉛およびその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。
32	アルミニウムおよびその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。
33	鉄およびその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。
34	銅およびその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。
35	ナトリウムおよびその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。
36	マンガンおよびその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。
37	塩化物イオン	200mg/l以下であること。
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下であること。
39	蒸発残留物	500mg/l以下であること。
40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。
41	(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジェオスミン)	0.00001mg/l以下であること。注1)
42	1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボルネオール)	0.00001mg/l以下であること。注1)
43	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。
44	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。
45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)注2)	5mg/l以下であること。注2)
46	pH値	5.8以上8.6以下であること。
47	味	異常でないこと。
48	臭気	異常でないこと。
49	色度	5度以下であること。
50	濁度	2度以下であること。

注1) この省令の施行の際現に布設されている水道により供給される水に係る表41の項および42の項に掲げる基準については、平成19年3月31日までの間は、これらの項中「0.00001mg/l」とあるのは「0.00002mg/l」とする。

注2) 平成17年3月31日までの間は、表45の項中「有機物(全有機炭素(TOC)の量)」とあるのは「有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)」と、「5mg/l」とあるのは「10mg/l」とする。